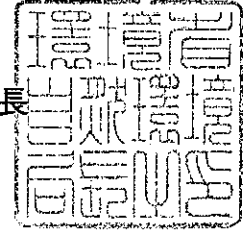


平成19年10月1日
環自総発第071001001号

各
〔都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長〕

環境省自然環境局長



温泉法の一部改正等について

定期的な温泉成分分析の義務付け、許可を受けた者の相続・合併等の際の地位の承継等を内容とする、温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第31号。以下「改正法」という。）が、平成19年10月20日から施行されることとなった。

また、改正法の施行のため、温泉法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第228号。以下「改正令」という。）及び温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成19年環境省令第17号。以下「改正規則」という。）が同じく平成19年10月20日から施行されることとなる。

については、下記事項に留意の上、改正法の施行に適正を期されたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。

なお、下記中「法」とあるのは改正法による改正後の温泉法（昭和23年法律第125号）を、「令」とあるのは改正令による改正後の温泉法施行令（昭和59年政令第25号）を、「規則」とあるのは改正規則による改正後の温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）を指すものとする。

記

1. 許可への条件の付加等

温泉の掘削の許可（法第3条第1項）及び増掘又は動力の装置の許可（法第11条第1項）について温泉の保護その他公益上必要な条件を、温泉の利用の許可（法第15条第1項）について公衆衛生上必要な条件を付し、及びこれを変更することができることとした（法第4条第3項（第11条第2項及び第15条第4項において準用する場合を含む。））。

なお、改正前も、これらの条件を付すことは可能であったが、改正法は、条件を付すことができる旨を確認的に規定するとともに、条件に違反した際に許可の取消し及び措置命令をできる旨を規定したものである。

(1) 掘削及び増掘又は動力装置の許可

① 条件の内容

ア. 考え方

掘削、増掘及び動力装置（以下「掘削等」という。）の許可に付すことができる条件は、「温泉の保護その他公益上必要な」ものである。具体的には、法第4条第1項第1号又は第2号に該当することとなるおそれがある場合に遵守すべき条件、法第4条第1項第1号又は第2号に該当しないことを確認するための調査等の実施を求める条件等が該当する。

条件の内容には、掘削等に直接起因する影響を防止するためのものにとどまらず、間接的な事柄であっても掘削等と密接不可分の関係にある影響を防止するためのものも含まれる。

なお、掘削等の完了後に実施されるべき条件を付することもできる。しかし、掘削等の完了後は法第9条第1項の許可の取消し及び同条第2項の措置命令はできないことから、掘削等の完了後に条件違反があっても、強制力を伴う措置をとることはできない（③を参照）。

イ. 想定される条件の例

付される条件の例としては、以下のような条件が想定される。

- ・ 掘削に伴いゆう出する可燃性ガスや有毒ガスに対する安全対策の実施を求める条件
- ・ 掘削工事により発生する騒音・振動への対策の実施を求める条件
- ・ 掘削深度の下限（浅い方の限界）を定める条件（なお、ゆう出路の口径や深度の上限は、条件を付すまでもなく許可内容そのものである。）
- ・ 有害物質や塩分の濃度が高い温泉のゆう出が見込まれる場合等における掘削、増掘及び動力装置に当たり、地下水、湧水及び公共用水域の水質・水量への悪影響を防止するために必要な施工方法や排水処理の実施を求める条件

② 条件を付す際の手続

条件を付すに当たっては、法では審議会等の意見の聴取は必要とされていないが、許可について意見を聴取する機会に、条件の内容についても、併せて意見を聴取することが望ましい。

許可の後、掘削等の完了前においては、条件を変更することができる。条件の変更は、許可後に発生した外部状況の変化や、新たに判明した公益上の問題に対応するために行うものであるが、「温泉の保護その他公益上必要な」ものであれば、追加的な対策の実施を求める条件を付すことも可能である。

また、追加的な対応があらかじめ想定される場合には、条件が追加付与される旨を示しておくことが必要である。

なお、条件の変更は、状況の変化に応じて随時行うものであるため、通常は審議会等の意見の聴取はしないものと考えられる。

③ 条件違反への対応

掘削等の許可を受けた者が、条件に違反した場合には、許可の取消し及び温泉の保護その他公益上必要な措置の命令をすることができる（法第9条第1項第4号及び第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。））。

①アのとおり、掘削等の完了後は、許可の取消し及び措置命令はできない。したがって、掘削等の完了後における事後の管理をするためには、事業者との間で協定を締結するなどの手法（例えば、温泉排水処理方法を取り決めた公害防止協定など）も考えられる。

(2) 温泉の利用の許可

① 条件の内容

ア. 考え方

温泉の利用の許可に付すことができる条件は、「公衆衛生上必要な」ものである。これは、法第15条第3項の「温泉の成分が衛生上有害」である場合への対応にとどまらず、国民の健康の保持・増進のために必要な場合に条件を付すことができる。

イ. 想定される条件の例

付される条件の例としては、以下のような条件が想定される。

- ・ 浴室内に有毒ガスが滞留しないよう、換気に十分配慮する旨の条件
- ・ 特定の成分を高濃度含む温泉を飲用に供する場合に、希釈する旨の条件

② 条件違反への対応

温泉の利用の許可を受けた者が、条件に違反した場合には、許可の取消し及び温泉の利用の制限又は危害予防の措置の命令をすることができる（法第31条第1項第4号及び第2項）。

2. 許可を受けた者の相続・合併等の際の地位の承継

温泉の掘削等の許可及び利用の許可について、法人の合併・分割又は個人の死亡による相続が生じた場合に、都道府県知事（利用の許可にあつては、保健所設置市及び特別区の長を含む。以下同じ。）の承認を受けて、許可を受けた者の地位を承継できることとした（法第6条及び第7条（第11条第2項において準用する場合を含む。）並びに第16条及び第17条）。

この都道府県知事の「承認」は、許可と比較して、承認要件が許可を承継する者の欠格要件に限られ事業内容の審査を行わない、審議会等の意見の聴取が不要という2点において、異なるものである。

(1) 法人の合併・分割

① 地位の承継の対象となる場合

ア 考え方

都道府県知事の承認を受けて地位が承継されるのは、掘削・利用等の事業が、合併・分割により他法人に承継される場合である。

したがって、掘削・利用等の事業を行っている法人が、他法人に吸収合併される場合は承認を受けて地位を承継する必要があるが、他法人を吸収合併する場合は事業が他法人に承継されないため地位の承継は不要である。

また、合併・分割によらず、営業譲渡や施設売却により事業が他法人に移行する場合は、地位の承継の対象とならず、新たに許可を受けることが必要となる。

なお、改正法の施行日は平成19年10月20日であるため、同日より前に合併・分割が行われる場合は、地位の承継の対象とならない。

イ 具体的な場合

(7) 許可を受けている甲法人と許可を受けていない乙法人

a. 甲法人と乙法人が合併し、甲法人が存続する場合

特段の手續は不要である。

b. 甲法人と乙法人が合併し、乙法人が存続する場合

許可を受けている甲法人（合併により消滅する法人）が、合併契約書における乙法人（合併後存続する法人）の役員等が欠格要件に該当しない者である旨の誓約書を添付して承継承認申請を行い、都道府県知事が甲法人へ対して承認を行うこととなるが、許可を受けている甲法人が消滅する時点で、地位が乙法人に承継される。

c. 甲法人と乙法人が合併し、丙法人が設立される場合

許可を受けている甲法人（合併により消滅する法人）が、合併契約書等における丙法人（合併による設立される法人）の役員等が欠格要件に該当しない者である旨の誓約書を添付して承継承認申請を行い、都道府県知事が甲法人へ対して承認を行うこととなるが、許可を受けている甲法人が消滅し、丙法人の登記がなされた時点で、地位が丙法人に承継される。

(4) 許可を受けている甲法人と許可を受けている乙法人

a. 甲法人と乙法人が合併し、甲法人が存続する場合

甲法人（合併後存続する法人）が受けている許可については、特段の手續は不要である。他方、乙法人（合併により消滅する法人）が受けている許可については、乙法人が、合併契約書等における甲法人（合併後存続する法人）の役員等が欠格要件に該当しない者である旨の誓約書を添付して承継承認申請を行い、都道府県知事が、乙法人に対して承認を行うこととなるが、許可を受けている乙法人が消滅した時点で、地位が甲法人に承継される。

b. 甲法人と乙法人が合併し、丙法人が設立される場合

許可を受けているそれぞれの甲法人及び乙法人が承継承認申請を行うべきであるが、便宜上甲法人又は乙法人のいずれかが、合併契約書等における丙法人（合併により設立される法人）の役員等が欠格要件に該当しない者

である旨の誓約書を添付して承継承認申請を行い、都道府県知事が、申請者（甲法人又は乙法人）に対して承認を行うこととなるが、甲法人及び乙法人が消滅し、丙法人の登記がなされた時点で、甲法人及び乙法人の受けていた許可の地位が丙法人に承継される。

② 承認の要件及び効果

承認の要件は、許可の要件のうち許可を承継する者の欠格要件に関する部分である。具体的には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員（合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書に掲げられている役員）が、掘削等の許可にあっては法第4条第1項第3号から第5号までに、利用の許可にあっては法第15条第2項各号に該当しないことである。

承認の効果は、承認の後に合併・分割が行われた時点において、許可を受けた者の地位がすべて承継されることである。許可を受けていることのほか、許可の有効期間、許可に付された条件等もすべて承継される。

この承認は、合併等そのものを対象とするものではなく、合併後存続する法人又は合併により設立される法人等が許可を受けている事業を承継することを対象としてなされるものである。

合併又は分割の予定日とは、登記される予定の日を指すこととする。これは、承認が実質的な意味での当事者の合併等に着目しているのではなく、形式的な意味での法人格に着目しているためである。

なお、法人合併の場合の承継承認は、合併の登記がなされるまでは、その承継の効力は生じない。

③ 承認の手続

承認の手続は、原則として、合併・分割の前に、許可を受けている法人（合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人）が申請を行って承認を受けることとなる。したがって、申請者が、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員（合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書に掲げられている役員）が、法第4条第1項第3号から第5号まで又は法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約することとなる。

承認に際しては、必要に応じ標準処理期間を定め、合併・分割の予定日から当該標準処理期間を遡る日までに申請を行うべき旨を定めておくことが望ましい。

ただし、承認申請の時期は、合併当事者の合併の意思と合併の内容が確定した後でなければならないことはいうまでもない。

申請書の記載事項及び添付書類は、規則第3条及び第8条のとおりである。

承認を与えない場合には、法第4条第2項（法第6条第2項又は第16条第2項において準用する場合）に基づき、理由を通知しなければならない。

なお、土地を掘削するために使用する権利を有することを証明する書類を承継申請に伴う添付書類としていない理由は、合併・分割に伴い土地を掘削するために使用する権利も含め、新法人に承継されていると考えられるためである。

(2) 個人の死亡による相続

① 地位の承継の対象となる場合

都道府県知事の承認を受けて地位が承継されるのは、掘削・利用等の事業が、相続により相続人に承継される場合である。

相続によらず、遺贈等により事業が相続人以外の者に移行する場合は、地位の承継の対象とならず、新たに許可を受けることが必要となる。

なお、改正法の施行日は平成19年10月20日であるため、同日より前に死亡した者については、地位の承継の対象とならない。

② 承認の要件及び効果

承認の要件は、許可の要件のうち、許可を承継する者の欠格要件に関する部分である。

承認の効果は、承認の時点において、許可を受けた者の地位がすべて承継されることである（法第7条第4項及び第17条第4項）。

③ 承認の手続

承認の手続は、許可を受けている者の死後60日以内に相続人が申請を行い、都道府県知事が承認を行うこととなる。死亡の日から承認の可否の判断がされる日までの間は、許可は申請を行った相続人に対してしたものとみなされ（法第7条第2項及び第17条第2項）、相続人は掘削・利用等の事業を実施できることとなる。

申請書の記載事項及び添付書類は、規則第4条及び第9条のとおりである。

なお、相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削・利用等の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その相続人のみが承認申請を行い、地位の承継を受けることとなる。

その際、他の相続人全員の同意書の添付を求めているが（規則第4条第2項第2号及び第9条第2項第2号）、これは、事業を承継しない相続人に地位を承継させることを避けるための規定である。したがって、他の相続人の行方が分からず同意を求めることができない場合などの事情により全員の同意書を得ることが困難で、かつ、引き続き事業を行おうとする者が客観的に明らかである場合であれば、全員の同意書がなくても承認して差し支えない。

また、相続人が複数いる場合には、特定の者が許可の地位を承継すべき相続人として選定されない限り、全員が許可の地位を承継しうることとなるが、選定がされず被相続人の死亡から60日以内に申請がなされない場合には、当該規定は適用されない。なお、実際上の便宜からみてもできる限り、期間内に一人が承継するように指導することが望ましい。

3. 温泉の成分等の掲示の項目

温泉の成分等の掲示項目として、「入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの」を追加することとした（法第18条第1項第4号）。

これを受け、規則第10条第2項において「入浴又は飲用上必要な情報」を定めたが、いずれも、従来から掲示項目に含まれていたものであるため、何ら従来の掲示の内容を変更するものではない。

4. 定期的な温泉成分分析の義務付け

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者（以下「温泉利用事業者」という。）は、政令で定める期間ごとに、登録分析機関の温泉成分分析（原則として鉱泉分析法指針に基づく分析法を標準法とする）を受け、その結果についての通知を受けた日から30日以内に、当該結果に基づき、温泉成分等の掲示の内容を変更しなければならないこととした（法第18条第3項）。

(1) 定期的な温泉成分分析を受けるべき期間

法第18条第3項の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から10年以内とした（令第1条）。

10年の起算日である「温泉成分分析を受けた日」とは、掲示されている「温泉の成分の分析年月日」とする。なお、「温泉の成分の分析年月日」について、従来は解釈を示していなかったが、今後行われる掲示については、登録分析機関が発行する温泉分析書中の「分析終了年月日」とすることとする。

法第18条第3項により、温泉利用事業者に課される義務は、10年以内に分析が終了されるよう、登録分析機関と分析の実施について合意することである。したがって、基本的には、「分析終了年月日」が10年以内にならなければ、温泉利用事業者は、法第18条第3項違反となっているものと考えられる。なお、厳密には、登録分析機関が当初は10年以内に分析を終了することを合意しながら、登録分析機関の責により10年以内に終了できなかった場合は、同項違反とはならないと解される。

(2) 温泉成分分析の実施場所、実施主体

温泉成分分析は、利用施設において行うことを原則とするが、源泉と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合は、源泉において行っても差し支えない。

（「平成14年3月29日付け環自整第148号自然環境局長通知」及び平成17年3月「平成13年温泉法改正に伴う施行通知の解釈について」参照）

なお、利用施設と源泉の管理者が異なる場合についても、法第18条第3項の温泉成分分析を受ける義務は常に温泉利用事業者に課せられるが、利用施設と成分に差異がない源泉の管理者が温泉成分分析を受け、その結果を利用施設の管理者に提供することでも、温泉利用事業者の温泉成分分析を受ける義務は履行されたものと解する。

源泉と利用施設において温泉成分等に差異がある場合には、利用施設における温泉成分分析を行い掲示をすることとなるが、登録分析機関は、鉱泉分析法指針に基づき、調査項目としてゆう出地における温度等の調査も行い分析書に記載することとなる。

(3) 掲示内容の変更

掲示内容の変更は、分析結果の通知を受けた日から起算して30日以内に行わなければならない。「分析結果の通知を受けた日」は、(1)の「分析終了年月日」ではなく、まさに登録分析機関から結果の通知を受領した日である。

なお、通知を受けた日を確認する方法としては、掲示内容の変更届がなされる時に、事業者から当該分析結果の通知を受領した日を記載させ、確認することとする。

さらに、掲示内容の変更届出があった日から、都道府県における届出確認が終了するまでの間に、事業者が通知を受けた日から30日が経過し、掲示内容が変更されていない場合には、違法な状態となることから、当該標準処理期間を遡る日までに届出を行うべき旨を定めておくことが望ましい。なお、行政における掲示内容確認期間が長期に及び、事業者が分析結果の通知を受けた日から30日が経過することがあらかじめ見込まれる場合には、変更届出をした内容を掲示するよう指導するとともに、内容については、行政で確認中である旨、併せて掲示することを求めることが必要である。

なお、法第18条第3項の規定による掲示義務は、掲示内容が10年以内の分析結果に基づくことを求めるものであり、10年を迎える前、例えば1年ごとに自主的に分析を受けた場合において、その都度の掲示内容の変更を求めるものではない。ただし、自主的な分析の結果、成分等が大幅に変動していた場合には、掲示内容を変更することは望ましい。

さらに、法第18条第4項の規定に基づき、掲示する内容を変更しようとするときにも、あらかじめ届け出なければならないこととされており、同条第5項の規定に基づき、不適正な内容である場合には掲示の内容を変更すべきことを命じることができる。

(4) 温泉の定義に該当しない旨の分析結果となった場合の対応

① 基本的な考え方

地下水が法第2条第1項の温泉に該当するかどうかは、源泉において一時的又は季節的な変動を除き、常態として法別表に掲げる温度又は成分を有するかどうかで判断する。

したがって、10年以内に実施した温泉成分分析の結果が必要な温度及び成分を有さないものであっても、一時的又は季節的な変動である可能性がある場合には、即座に温泉に該当しないものと判断する必要はない。

そのような場合には、温泉利用事業者に、常態として必要な温度又は成分を有するかどうかの調査を行わせ、その結果に基づいて温泉に該当するかどうかを判断することが適当と考えられる。

その調査の結果が、常態として法別表に掲げる温度又は成分を有さず、温泉に該当しない旨の結果であったときは、温泉の利用の許可は失効し、当該地下水は、温泉法の規制対象外となる。

② 常態として温度又は成分を有するかどうかの調査の方法

調査の適切な方法は個々の温泉により異なると考えられ、一律に定めるべきもの

ではないが、孔内の保守点検・維持管理作業を行わせるなど事業者との調整を図りつつ、例えば、以下のような調査を実施すべきである。

【調査方法の一例】

- ・ 調査期間を1年以内の範囲で定める。
- ・ 期間内に行う分析の回数を定める。分析回数は1回以上とし、2回以上の場合は、概ね均等な間隔ごとに行うこととする。
- ・ あらかじめ定められた回数分析（温泉であるかどうかを判断できる範囲の簡易な分析をしても良い。）を行い、当初の温泉成分分析の結果を含め、必要な温度又は成分を有する旨の結果が半数以上であれば、常態として必要な温度又は成分を有し、温泉に該当するものと判断する。

③ ②の調査を実施中の温泉成分等の揭示の取扱い

②の調査の実施中は、成分等の揭示を変更しないことが適当である。その間は、以下の考え方により、法第18条第3項違反ではないと解することができる。

すなわち、温泉利用事業者は、当初の温泉成分分析が10年以内に終了したことをもって、温泉成分分析を受ける義務を履行しているが、その分析結果が一時的又は季節的な変動を受けたものであるために、常態としての温泉成分の分析結果の通知を受けておらず、揭示内容の変更の義務は発生していない。

したがって、温泉利用事業者が、引き続き常態としての温泉成分の分析結果の通知を受けるための手続を進めている限りにおいて、法第18条第3項の温泉成分分析を受ける義務は履行されていると解することができる。

上記の「手続を進めている」かどうかは、あらかじめ定めた方法に従って②の調査を行っているかどうかで、外形的に判断できる。また、②の調査が終了し、結果として温泉であった場合、分析結果の通知を受けて30日を経ってもなお揭示内容の変更が行われなときは、法第18条第3項違反となる。

なお、②の調査の結果、温泉に該当しないと通知された場合には、従前の揭示内容をそのままにしておくことは不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に抵触するおそれがあるため、法に基づき揭示されていた内容等を取り下げるよう関係部局と連携して指導を行うこと。

(5) 経過措置

① 登録分析機関制度の施行前の分析結果に関する経過措置

法第18条第3項は、「登録分析機関の温泉成分分析」を10年ごとに行うことを義務付けているが、登録分析機関の制度は平成14年4月1日に施行されており、まだ10年を経過していない。

したがって、登録分析機関の制度の施行前に行われた、登録分析機関の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有する分析検査（改正規則附則第2条で、従来の指定分析機関の行った分析検査とする旨を定めている。）については、登録分析機関の温泉成分分析とみなす旨の経過措置を設けることとした（改正法附則第2条第1項）。

② 改正法の施行当初の猶予期間

改正法の施行前後に温泉成分分析の実施が集中しないようにするため、法第18条第3項の規定は、平成21年12月31日までは適用しないこととする旨の経過措置を設けることとした（改正法附則第2条第2項）。

その結果、法第18条第3項の規定による最初の温泉成分分析の実施期限は、現在掲示されている「温泉の成分の分析年月日」が、平成12年1月1日以前である場合には平成21年12月31日となり、平成12年1月2日以降である場合にはその日から起算して10年を経過する日（応当日の前日）となる。

したがって、各都道府県においては、現在掲示されている「温泉の成分の分析年月日」が平成12年1月1日以前であるものの概数を把握し、その数の温泉成分分析が平成21年12月31日までに完了できるよう、温泉利用事業者に対する早期の温泉成分分析の実施の指導、登録分析機関への受入態勢整備に関する協力依頼等、必要な対応に努めていただきたい。

(6) 温泉利用事業者による自主的な情報提供の充実

中央環境審議会答申（「温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について」平成19年2月6日）において、法に基づく温泉成分等の掲示だけでなく、温泉利用事業者による自主的な情報の提供が進められることが望ましい旨が提言されている。

具体的には、加水・加温・循環及び入浴剤の添加や消毒処理の程度、加水する場合の水道水・井戸水・沢水等の別、源泉の状況（自噴・動力揚湯の別、ゆう出量、掘削深度など）、温泉利用施設の清掃の状況及び湯の入替頻度、浴槽の湯口等における飲用の適否等の情報が提供されることが望ましい旨が提言されており、温泉利用事業者に対し、そのような情報提供の意義の周知に努めていただきたい。

ただし、自主的な情報提供に関する掲示内容については、法に基づく届出義務はないが、不当景品類及び不当表示防止法に抵触しない範囲とするべきであり、関係部局と連携しながら適正な掲示を指導すべきである。

5. 政令で定める市の長による事務の処理

改正法において、都道府県知事の事務として、温泉の利用許可への条件の付加及びその変更並びに温泉の利用許可を受けた者の地位の承継の承認の事務が加えられた。

これを受け、これらの事務は、保健所を設置する市及び特別区の区域においては、これらの地方公共団体の長が行うこととした（令第2条第2号及び第3号）。

また、これらの事務の内容については、法第36条第2項の規定に基づき、保健所を設置する市又は特別区の長は、都道府県知事に通知しなければならないこととした（規則第23条第2号及び第3号）。

6. 改正法の施行の機会に併せて行うこととした規則の改正

(1) 掘削等の許可申請の添付書類の追加

温泉の掘削等の許可申請の添付書類に、掘削等をしようとする地点を明示した図面及び申請が法第4条第1項第1号又は第2号の許可基準に該当するかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類を追加することとした（規則第1条第2項第1号及び第2号並びに第6条第2項第1号及び第2号）。

「掘削等をしようとする地点を明示した図面」については、各都道府県において審査をするための必要に応じ、単に地図上で地点が図示されているだけでなく、緯度経度等が正確に記述されることを要すると解しても差し支えない。

申請に対する許否の判断は、都道府県知事が行うものであり、どのような根拠を基に判断するかについては、都道府県知事の裁量に委ねられている。都道府県知事の判断に当たり、「申請が許可基準に該当するかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類」として、申請者等に過度の負担とならない範囲で、周辺源泉への影響調査書などの提供を求めることを可能としたものである。ただし、提出を求めることができるのは、法第4条第1項第1号又は第2号に該当するかどうかを審査するために必要と認められるものに限られるため、科学的な根拠に基づかない同意書については含まないものと解する。なお、添付しなければならない必要な情報を、あらかじめ定めておくこととされたい。

(2) 工事の完了の届出事項の追加

法第8条第1項の掘削工事の完了の届出について、掘削工事により温泉がゆう出した場合にはその旨を届け出ることとした（規則第5条第6号）。

「温泉がゆう出した旨」については、各都道府県において必要に応じ、単に温泉がゆう出した旨を記載するだけでなく、温泉であることを確認するため、成分等の分析結果を添付することを要すると解しても差し支えない。

(3) 利用許可の申請の添付書類等の追加

温泉の利用許可の申請書の記載事項として、温泉施設の名称を追加することとした（規則第7条第1項第4号）。これは、成分等の掲示の届出事項としても、同様に追加することとした（規則第11条第2号）。なお、蛇口のみや温泉スタンドのように施設に名称がない場合には、不要とする。

また、申請書の添付書類に、飲用許可の場合は一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査結果を記載した書類、温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類を追加することとした（規則第7条第2項第1号及び第2号）。

「大腸菌群の数に関する検査結果を記載した書類」については、大腸菌群の有無に関する定性試験の結果を陰性又は陽性で記載することとする。

「有機物の量に関する検査結果を記載した書類」については、有機物の量に関する検査を行う必要がない場合は、その旨を記載することとする。

申請に対する許否の判断は、都道府県知事が行うものであり、どのような根拠を基に判断するかについては、都道府県知事の裁量に委ねられている。都道府県知事の判断に当たり、「温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県知

事が必要と認める書類」として、申請者に過度の負担とならない範囲で、登録分析機関が発行した温泉分析書や泉質に応じては施設構造の図面などの提供を求めることを可能としたものである。なお、添付しなければならない必要な情報を、あらかじめ定めておくこととされたい。

7. その他

(1) 施行期日

改正法は、公布日から6月以内で政令で定める日から施行することとし（改正法附則第1条）、政令において、平成19年10月20日から施行することとした（温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第227号））。

(2) 検討

改正法の施行後5年を経過した時点で、法の施行状況を勘案して必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした（改正法附則第4条）。